

# 地区計画(再開発等促進区)区域内の届出について

江東区都市整備部都市計画課

## 規制等の概要

	豊洲二・三丁目地区	豊洲地区 (豊洲埠頭)	臨海副都心 有明北地区	臨海副都心 有明南地区	臨海副都心 青海地区	東雲地区
地区整備計画(建築条例制定)	一部あり	一部あり	一部あり	一部あり	一部あり	あり
都市計画法第58条の2第1項に基づく届出	必要					
土地区画整理法第76条の許可	不要	必要	必要	不要	不要	不要
臨海副都心まちづくりガイドライン	なし		あり			なし

## 事前相談窓口

	豊洲二・三丁目地区	豊洲地区 (豊洲埠頭)	臨海副都心 有明北地区	臨海副都心 有明南地区	臨海副都心 青海地区	東雲地区
都市計画法第58条の2第1項に基づく届出	東京都 都市整備局 都市づくり政策部 開発企画課 計画調整担当 都庁第2庁舎 21階 03(5321)1111 内線 30 - 274 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 再開発等促進区担当 都庁第2庁舎 21階 03(5321)1111 内線 30 - 267					東京都 都市整備局 都市づくり政策部 土地利用計画課 再開発等促進区担当 都庁第2庁舎21階 Tel03(5321)1111 内線30 - 267
土地区画整理法第76条の許可の照会	東京都第一区画整理事務所 江東区東陽7-3-5 03(5632)1511					
臨海副都心まちづくりガイドライン			港湾局 臨海開発部 開発整備課 建築施設計画係 03(5320)5591			

## 都市計画法第58条の2第1項に基づく行為の届出について

### 1. 届出時期

建築確認申請が伴うものについては、申請の14日前、申請手続きが不要なものについては**工事着手の30日前**までに区の都市計画課に届け出てください。また、確認申請前に各種許可申請等が必要になる計画については、許可申請等の前に行為の届出を提出してください。

また、江東区では届出前に上記の窓口にご相談されるようお願いしています。

### 2. 添付書類 1

【計画概要、案内図、配置図 2、各階平面図、立面図(2面以上) 3、断面図、仮換地指定図の写し 4、緑化計画図(平面図・立面図) 5】

- 縮尺は原則として1/100として下さい。ただし建築確認申請用の図面でも結構です。
- 立面図に**外壁の仕上げ材料及び色彩**を明示してください。
- 壁面線の後退が設定されている場合は、配置図、立面図に**赤で後退線を図示**してください。
- 仮換地先での行為の場合のみ必要です。
- 250㎡以上の敷地で建築物の建築行為を行う場合のみ必要です。  
緑化計画書提出用の図面と同じものを提出してください。

### 3. 届出方法

提出に際しては、A4版紙ファイルに綴じてください。

提出部数は**2部(正・副 捺印済みのもの)**です。ご担当者のお名前もご用意ください。

### 4. 届出窓口

江東区 都市整備部 都市計画課 都市計画担当 03(3647)9111 内線 2913・2914